

第2回 遊佐町総合教育会議

日 時 平成27年12月1日(火)
午後4時～
場 所 遊佐町防災センター
2階会議室

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 今後の小学校入学予定者数の推移について

・遊佐町立小学校適正整備に関する当面の対応方針について

(2) 遊佐町立図書館の指定管理について

(3) 山形県立遊佐高校支援事業の経過について

(4) 遊佐町教育振興基本計画の改定について

(5) 遊佐町いじめ防止基本方針の改定について

(6) 平成28年度教育委員会重点事業について

・学校指導係 ・総務学事係 ・社会教育係 ・文化係

(7) そ の 他

4. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

時田 博機	町長
渡邊 宗谷	教育委員会 委員長
石川 茂穎	教育委員会 第一職務代理者
高橋 栄子	教育委員会 第二職務代理者
石山 幸子	教育委員会 委員
那須 栄一	教育委員会 教育長

説明調整員

菅原 聰	総務課長
池田 与四也	企画課長

欠席

事務局

高橋 勤	教育課長
阿部 秀雄	教育課長補佐兼総務学事係長
菅原 三恵子	教育課長補佐兼社会教育係長
菅原 善子	教育課長補佐兼文化係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聞くことができる。

2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

小学校入学予定者数の推移

平成27年10月31日現在

年度	現3年生			現2年生			現1年生			H18.4.2-19.4.1生	H19.4.2-20.4.1生	H20.4.2-21.4.1生	H21.4.2-22.4.1生	H22.4.2-23.4.1生	H23.4.2-24.4.1生	H24.4.2-25.4.1生	H25.4.2-26.4.1生	H26.4.2-27.4.1生	H27.4.2-28.4.1生	H28.4.2-29.4.1生	H29.4.2-30.4.1生	H30.4.2-31.4.1生	H31.4.2-32.4.1生	H32.4.2-33.4.1生	H33.4.2-34.4.1生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計																		
学校別																											
蕨岡小学校	4	9	13	6	4	10	0	7	7	5	5	10	12	7	19	2	7	9	3	6	9	5	8	13	3	3	6
遊佐小学校	24	20	44	9	14	23	14	14	28	16	17	33	17	16	33	13	11	24	15	10	25	18	8	26	15	9	24
藤崎小学校	8	14	22	16	7	23	10	13	23	7	12	19	11	9	20	9	11	20	8	7	15	9	10	19	6	7	13
高瀬小学校	8	4	12	2	5	7	8	9	17	3	9	12	10	6	16	12	5	17	5	7	12	3	5	8	4	3	7
吹浦小学校	5	6	11	2	5	7	9	6	15	5	9	14	6	11	17	5	6	11	3	11	14	4	3	7	2	7	9
計	49	53	102	35	35	70	41	49	90	36	52	88	56	49	105	41	40	81	34	41	75	39	34	73	30	29	59

〔 〕は、学年10人未満の年度

小学校 学級編制の区分

同学年の児童で編制する学級	1学級の児童生徒数
1年生	35名
2~6年生	40名
二の学年の児童で編制する学級	16名
(第1学年の児童を含む学級)	(8名)

※第1学年を含む場合は、8名以下で複式学級

平成27年度行政事務改善委員会検討結果報告に対する対応方針について

平成27年10月28日
企画課提出

平成27年9月25日付けの行政事務改善委員会報告に対し、下記のとおり対応方針を定めたので通知します。

記

(1) 国際交流事業のアウトソーシングについて

(2) 町立図書館の指定管理者制度導入の検討について

行財政改革の推進により、自治体が管理運営する図書館の指定管理者制度導入が全国的な広がりを見せる中、本町においても開館日や開館時間等に対する拡大要望が挙がっており、これらサービス需要に応えていくため、民間の力を活かした指定管理者導入の検討について提案がありました。

現体制では、町民からの要望に十分応えていくことはなかなか困難であると思われるため、指定管理者制度の導入は必至と考えます。指定管理者制度を導入するにあたっては、その受け皿とサービスの低下を招かないような仕様書の内容について検討する必要があります。

受け皿となるためには、経営知識のある核になる人材が必要であり、そのうえで司書資格者や熱意のある人、ボランティア経験のある人を募集していくことになると思われます。

また、経営知識のある町職員OBを活用し、それを核とした組織づくりを町が支援していくという方法も考えられます。

一方で、町外の民間企業に委ねるという選択肢もありますが、経営ノウハウだけでなく、地元雇用や他団体との連携にも配慮してもらう必要があるため、地域の特性を理解し地域密着型の事業展開が可能なのかは難しいところです。

仕様書の内容については、先進事例を参考にしながらも、町民サービスの向上に努めるとともに、学校との連携による「子ども読書活動推進計画」の展開等これまでの事業を継続し更なる充実に配慮すべきと考えます。

【対応方針】

町立図書館のサービス向上を求める町民の声に応えるべく、平成28年4月からの指定管理制度導入に向けて、指定管理団体の検討、事業内容の見直しや職員体制等に関する仕様を整理し、第10期実施計画並びに平成28年度予算化など具体的な手続きを進めること。また、指定管理体制の準備期間を十分確保できるよう早めに公募を行うこと。

(3) 地域おこし協力隊の各課配属について

(4) 遊佐・吹浦元町地区の街路灯の維持管理について

(5) 遊佐ブランド推進事業について

(6) 交通対策業務の所管について

遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月25日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、遊佐町立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
遊佐町立図書館	遊佐町遊佐字鶴田30番1

(利用者)

第3条 図書館を利用することができる者は、町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。ただし、館長教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 館内施設を利用しようとする者は、館長教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設利用の制限)

第4条 館長教育委員会は、次の各号に該当するときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 利益を目的とする利用であると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理及び運営上特に必要があると認めたとき。

(貸出資料の制限)

第5条 図書館資料のうち、次に掲げるものは館外貸出しをしない。ただし、館長教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 郷土資料
- (2) 新聞、官公報類
- (3) 辞書、参考図書
- (4) その他館長教育委員会が指定したもの

(損害の弁償)

第6条 利用者が、その責に帰すべき事由により、図書館資料又は設備器具等を紛失し、汚損し、若しくは破損したときは、現品又はそれに相当する代価の弁償を求めることができる。

(利用制限)

第7条 館長教育委員会は、館内施設の利用について、次の各号の一にあてはまると認めたときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例及び条例にこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が許可のときと違ったとき。
- (3) 館長教育委員会が図書館運営上特に必要と認めたとき。

(職員)

第8条 図書館に館長を置くほか、司書、係長、主査、主任、主事その他の職員を置くことができる。

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合におけるこの条例の適用については、第3条第1項ただし書中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第5条まで及び第7条において同じ。）が特に必要があると認める場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けた」と、同条第2項及び第4条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条ただし書中「教育委員会が必要と認めた」とあるのは「指定管理者が必要と認め、教育委員会の承認を受けた」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「係長、主査、主任、主事その他の職員」とあるのは「その他の職員」とする。

(指定管理者による管理の基準)

第10条 前条第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、当

該指定管理者は、次に掲げる基準に従い、図書館の管理を行うものとする。

(1) 法令、この条例及びこの条例に基づく規則に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人に関する情報を適正に管理すること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 第9条第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、

当該指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 図書館の施設及び設備の管理に関する業務

(2) 法第3条各号に規定する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理のために必要と認める業務

(図書館協議会)

第12条第9条 法第14条第1項の規定により、図書館に遊佐町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う事業につき、館長に対して意見を具申する。

3 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は7名以内とし、次に掲げる者の中から、教育委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委任)

第13条第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

平成 27 年度 遊佐高校支援の会 就学支援事業（9月補正後）

項目	予算額	内容等
1 就学支援金	2,800,000 円	平成 28 年度入学予定者への給付 @70,000 円×40 人 平成 28 年 3 月給付予定
2 介護職員初任者研修受講支援金	250,000 円	町社会福祉協議会が実施する研修会を受講する生徒への給付 @25,000 円×11 人（受講者全員） 平成 27 年 7 月給付済み ※超過分 25,000 円は他事業で調整
3 進路指導補助費	486,000 円	平成 26 年度の P T A 会費収入額を基準として、平成 27 年度の会費収入減少額を補助。（P T A 会費で維持する進路指導補助に従事する臨時職員の勤務時間数確保のため） 平成 27 年 10 月補助済み
4 学習活動支援	350,000 円	校外学習時の移動バス等の支援 支出済額 194,070 円
5 八幡地区及び平田地区在住生徒の通学支援	1,088,000 円	平成 27 年 12 月から貸切タクシーの運行（登校 1 便、下校 2 便） 利用希望：4 名
6 普通自動車運転免許取得支援 (3 年生対象)	1,080,000 円	キャリア実現のための 3 年生の普通自動車運転免許取得支援 @60,000 円×18 人（生徒数）
7 事業推進費	170,000 円	チラシ、ポスターの作成配布 振込手数料、消耗品購入 支出済額 111,798 円
事業費計	6,224,000 円	

遊佐高校通学支援事業 通学タクシーについて

遊佐高校支援の会では、公共交通機関手段のない地域から遊佐高に通われる生徒さんの通学支援のために、学校の予定に連動した朝の登校便1回、夕方の下校便2回の乗合タクシーの運行を平成27年度の冬季から実施します。

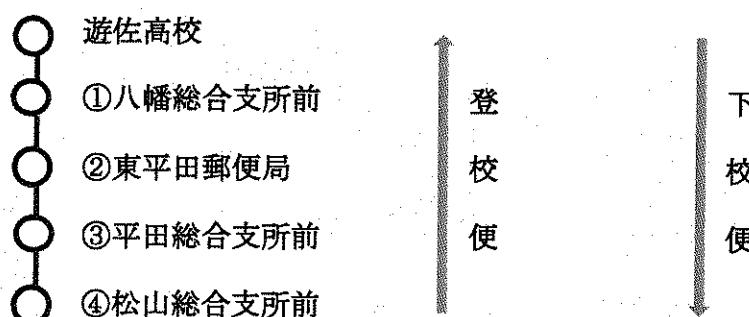
平成28年度以降も、経路や乗降場所について、乗車希望者の要望を勘案しながら実施していく予定です。

運行日 遊佐高校の登校日(土日祝日及び長期休暇期間中は原則運行しません)

運行時間 ・登校便 遊佐高校着 8時30分

・下校便 遊佐高校発 ①午後4時 ②午後6時

計画経路図(利用者意向調査後、決定します)



遊佐高校通学支援 乗合タクシー利用料金案

乗降場所	遊佐高までの距離	片道乗車定期券		往復乗車定期券	
		1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	3ヶ月
○八幡地区・旧平田中学区など 12kmまで					
①八幡総合支所前	5.7	2,000	5,000	3,000	8,500
②東平田郵便局	10.8	2,000	5,000	3,000	8,500
○平田地区など 18kmまで					
③平田総合支所前	15.1	2,500	6,000	4,000	11,000
○松山地区など 24kmまで					
④松山総合支所	19.1	3,000	7,500	5,000	14,000

※通学日数の少ない8月と3月は、1ヶ月定期は、半額です。

※8月から3月を含む3ヶ月定期は、5/6を乗じ、100円未満切り捨てとします。

※路線や乗降場所は、乗車希望者との協議により、変更する可能性があります。

※③の平田総合支所から1年間往復の3ヶ月定期を購入した場合:

$$11,000\text{円} \times 2 + (11,000\text{円} \times 5/6) \times 2 = 40,200\text{円}$$

* 遊佐高校支援の会 *

事務局:遊佐町教育委員会教育課内 Tel:0234-72-5891

遊佐町教育振興基本計画等の改定に当たつて 参照すべき国・県・町の諸計画

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39～48
文部科学省	第1期																
県教育委員会	第5次山形県教育振興計画																
	第6次山形県教育振興計画																
町長部局	第7次振興計画 ゆざ21ハニスプラン(後期)																
	定住促進計画																
	(新)定住促進計画 ?																
	まち・ひと・しごと創生 遊佐町総合戦略																
町教育委員会	遊佐町教育振興基本計画 平成23年3月策定																
	↓ 前倒しで改定																
	第2次遊佐町教育振興基本計画 平成29年 策定																
町教育委員会	遊佐町生涯学習基本計画(後期) 平成14年9月改定																
	第2次遊佐町生涯学習基本計画 平成29年 策定																
	遊佐町子ども読書活動推進計画 平成27年3月策定																
	遊佐町スポーツ推進計画 平成29年 策定																
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39～48

遊佐町いじめ防止基本方針

平成 27 年 5 月 11 日 策定

平成 27 年 12 月 1 日 改定

遊佐町・遊佐町教育委員会

遊佐町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは児童生徒の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめへの対応は、学校における最重要課題として認識し、全ての学校が全力で問題の克服に取り組む必要がある。

さらに、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは決して許さない」「いじめはどの学校、学級でも起こりうる」との意識をもち、一人一人が役割と責任を自覚し、地域社会総がかりでいじめ問題に向き合わなければならない。

1 基本方針策定の目的

遊佐町いじめ防止基本方針は、児童生徒一人一人の尊厳を保持する目的で、遊佐町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、遊佐町立小中学校、各家庭、地域住民、その他関係機関が連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本方針に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。）のための対策を総合的かつ積極的に推進するため定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われる行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「いじめの防止等」に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての児童生徒を対象とした、いじめ未然防止の観点が重要であり、学校教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許さない」という指導を徹底することを基本に、豊かな情操や道徳心、自分の存在を認める自己有用感とともに、他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度等を養うことが重要である。

いじめを早期に発見し、速やかに解決の方向を見出すには、担任等個人に任せることだけでなく、学校の組織的な対応が不可欠である。学校だけの指導や対応で十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（教育委員会、警

察、児童相談所等)と状況を共有して適切に連携を図ることが必要である。さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するために、継続的な取り組みを推進することが重要である。

4 学校における取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国といじめ防止基本方針や山形県いじめ防止基本方針、遊佐町いじめ防止基本方針を参照し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

各学校は、学校におけるいじめ防止等に関する措置を効果的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成される、いじめ防止等の対策のための組織を設ける。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する対応

① 未然防止

全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないようにするための未然防止に全力で取り組む。

そのため、児童生徒が心を通い合わせるコミュニケーションの力を育て、規律正しい態度で授業や学校行事等に積極的に参加し活躍できるような学級経営や授業づくりを進める。

また、集団としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに声を掛け合い、互いに認め合える人間関係に支えられた学校風土を醸成する。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払うとともに、全ての児童生徒にとってわかる、できる授業を行うように授業改善に積極的に取り組む。

② 早期発見

いじめは人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという視点を持ち、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知に努める。

そのため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート等の調査や教育相談の実施等により、児童生徒が訴えやすい体制を整え、日常的にいじめの実態把握に努める。

③ 適切な対応

いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員に対応を任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格的な成長を旨として、教育的な配慮の下に、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、校長のリーダーシップの下、教職員全員が共通理解した上で、保護者への協力を依頼して取り組むとともに、必要に応じて、関係機関、専門家等と連携して対応する。

④ 重大事態への対処

いじめにより児童生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた場合は、町教育委員会に直ちに報告するとともに、必要に応じて、警察への通報等関係機関と連携した対応を行う。また、教育委員会と連携して重大な事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。

5 教育委員会における取り組み

(1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取り組みに関して、学校訪問等を通して日常的に指導や助言を行う。

(2) いじめの実態把握

各学校のいじめの発生状況や対応の状況を調査、把握して指導に生かす。

(3) 関係機関との連携

①必要に応じて、警察、児童相談所、民生児童委員、保護司会等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携して学校を支援する。

②いじめ防止等に関する町内機関及び団体の代表者等で構成される、遊佐町青少年育成協議会に、いじめに関する各学校の取り組みや、いじめの発生状況等を説明し、いじめの未然防止や対応のあり方に向けた意見を聴取し、指導に生かすとともに、関係機関との連携を強め、保護者をはじめとする地域住民を巻き込んだ全町的な取り組みに向けて環境を整備していく。

(4) 教職員の研修

いじめに気づく洞察力を高め、的確に対応できるよう教職員の資質向上を図るための自己研さんや、各学校の職員研修の充実を支援していく。

(5) 啓発活動

いじめの問題の理解と対応について、保護者や地域住民、関係機関等へ

の啓発を行う。

(6) 教育相談

電話や来所によるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、学校へのスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行う。

(7) 重大事態発生時の対処

- ①学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態を町長に報告する。
- ②教育委員会は、学校と連携して重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を実施する。必要に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者を加えた組織、「遊佐町いじめ問題対応委員会」(仮称)を設置し、詳細な調査を行う。
- ③教育委員会は、調査結果を町長に報告し、今後の重大事態発生防止のために必要な対策を講じる。

6 町長による再調査及び措置

(1) 遊佐町いじめ重大事態発生時再調査委員会

前項の規定による報告を受けた町長は、重大事態への対応並びに同種の事態の発生の防止のため必要があると認める時は、「遊佐町いじめ重大事態発生時再調査委員会」を設置して、再調査を実施する。

(2) 町長は、再調査を行った時は、個人のプライバシーに必要な配慮を行ながら、その結果を町議会に報告する。

さらに、町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、今後の重大事態発生防止のために必要な措置を講ずる。

7 基本方針の点検、評価と見直し

基本方針に基づく取組状況や結果について点検、評価を実施し、必要に応じて見直し等必要な措置を講ずる。

学校いじめ防止基本方針は99・2%が策定

本誌編集部

文部科学省は10月27日、「いじめ」に関する再調査結果と、いじめ防止対策推進法を踏まえた学級合併で合わせて18万5803件だった。また、学校いじめ防止基本方針は99・2%が策定済みで、対策のための組織設置済は99・4%だった（編集部）。

文部科学省は9月16日に児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果を公表したが、このうち「いじめ」については、岩手県での生徒自殺事案も踏まえて、認知件数などを再調査した。

18万5803件の認知

調査の結果、小・中・高校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、合わせて18万8057件で、前年度より2254件増加した。なお、当初の調査時より約3万人の増加になるという。

児童生徒1000人当たりの認知件数は13・7件（前年度は13・4件）となつた。再調査によつて都道府県別の認知件数の差が縮まっており、平成25年度の調査では児童生徒1000人当たりの認知件数の都道府県の差が最大で83・2倍あつたが、今回は30・5倍になつた。

1000人当たりの認知件数が多い都道府県は、①京都府（85・4人）②宮城県（69・9人）③宮崎県（66・0人）④千葉県（39・9人）⑤和歌山県（33・8人）など。逆に、少ないのは、佐賀県（2・8人）、

児童生徒1000人当たりの認知件数は13・7件（前年度は13・4件）となつた。再調査によつて都道府県別の認知件数の差が縮まっており、平成25年度の調査では児童生徒1000人当たりの認知件数の都道府県の差が最大で83・2倍あつたが、

小学校が12万2721件（前年度11万8748件）、中学校が5万2969件（同5万5248件）、高校が1万1404件（同1万1039件）、特別支援

学校が963件（同768件）で中学校以外の校種で前年度よりも増えている。なお、いじめを認知した学校数は全体で2万1641校（同2万4校）、全学校数に占める割合は56・5%（同51・8%）。このほか、いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法を聞いたところ、次のような結果となつた。

消している」件数の割合は88・7%（同88・1%）だった。

アンケートで発見が最多

いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」が50・9%（前年度52・3%）で最も多い。「本人からの訴え」は17・3%（同16・8%）、「学級担任が発見」は12・1%（同12・8%）。

いじめられた児童生徒の相談の状況では、「学級担任に相談」が73・6%（同72・8%）で最も多い。

いじめの態様のうち、パソコンや携帯電話等を使つたいじめは7898件（同8788件）あつた。いじめの認知件数に占める割合は4・2%（同4・7%）だった。

このほか、いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行つた具体的な方法を聞いたところ、次のような結果となつた。

2

解説
ニュースの焦点

いじめ防止対策推進法に関する「地方いじめ防止基本方針」等の策定又は設置状況

	策定又は設置済みの都道府県	策定又は設置済みの市町村
地方いじめ防止基本方針	97.9% (46都道府県) (74.5% (35都道府県))	63.0% (23.7%)
いじめ問題対策連絡協議会	97.9% (46都道府県) (68.1% (32都道府県))	51.1% (17.5%)
教育委員会の附属機関	70.2% (33都道府県) (42.6% (20都道府県))	34.3% (6.5%)
地方公共団体の長の附属機関	80.9% (38都道府県) (46.8% (22都道府県))	25.6% (4.1%)

※上段は平成26年度調査結果（平成27年3月31日時点）、下段は平成25年度調査結果（平成26年3月31日時点）。

学校での方針策定は進む

いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査

- ▽「アンケート調査の実施」は、いじめを認知した学校で98・8%、いじめを認知していない学校では94・3%。
- ▽「個別面談の実施」は、いじめを認知した学校で87・7%、いじめを認知していない学校で85・3%。
- ▽「個人ノート等」は、いじめを認知した学校で55・6%、いじめを認知していない学校で51・4%。
- 学校におけるいじめの問題に對する日常の取組では、「職員会議等を通じて、いじめ問題に對する日常の取組では、「職員会議等を通じて、いじめ問題に

ついで教職員間で共通理解を図った」が95・5%、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行つた」が87・1%など。

市町村での対策に遅れ

いじめ防止対策推進法に関する

る「いじめ防止基本方針」等の策定・設置状況は表の通り。

「地方いじめ防止基本方針」は、都道府県は97・9%、市町村は63・0%が策定。「いじめ問題対策連絡協議会」は都道府

査結果も公表した。

いじめ防止対策推進法第13条に基づく「学校いじめ防止基本方針」を策定した学校（国公立）は、小学校が99・4%、中学校が99・2%、高校が98・7%、特別支援学校が98・3%で、全体では99・2%が「策定済」だった。

員会の附属機関」は都道府県が70・2%、市町村が34・3%、「地方公共団体の長の附属機関」は都道府県が80・9%、市町村が25・6%。

いずれも平成26年3月時点から大きく増えているが、都道府県に比べて市町村での策定・設置が遅れている。

なお、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態の発生」件数は、156件（前年度は179件）となった。

また、いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置した学校（国公私立）は、小学校が99・6%、中学校が99・4%、高校が99・1%、特別支援学校が98・4%で、全体では99・4%。平成26年5月時点では93・8%で5・6ポイント上昇した。

関連資料を次号「資料欄」に掲載予定。

平成28年度 主な事業と取り組み

遊佐町教育委員会 教育課 学校指導係

重点目標	概要
①「まなび」の充実と自立	<ul style="list-style-type: none"> ○町内全小中学校におけるNRT（あるいはCRT）学力検査【小2～中3】と知能検査【小3・小5・中1】の実施 ○学力に関する町全体の大まかな傾向と各校の対策を見直すための町学力向上調査研究委員会の開催 ○外部講師を招いての教育講演会の開催 ○教育委員会委嘱公開研究発表会の実施 ○教職員による県外学校（にかほ市）の視察・交流会の実施 ○ICT担当者会の開催 ○特別支援教育アドバイザーの配置（1名） ○特別支援教育支援員の配置（小学校5校8名、中学校1校2名） ○特別支援教育コーディネーター研修会の開催（年2回） ○特別支援学級担当者会の開催（年2回） ○学校訪問等による助言指導
②豊かな心と健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○町内全小中学校におけるQ-Uの実施 ○スクールカウンセラーの配置（1名） ○教育相談員の配置（県・町各1名） ○適応指導教室の開設（平日の午前中） ○教育なんでもダイヤル相談の開設（毎週水曜日） ○宿泊体験事業（小学4年生2泊3日、小学5年生4泊5日、中学1年生2泊3日程度）
③家庭、園・学校、地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・保育園・小学校担当者研修会の開催 ○幼保小連絡会の開催 ○ペアレント・トレーニングの開催（年10回）
④地域とともにある元気な学校	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校安全指導員との連携 ○地域の教育素材発掘研修会の開催 ○教育法規研修会の開催 ○食育推進委員会の開催

平成28年度 振興計画 総務学事係・学校指導係 一覧

額は、一部予算要求額を加味している

No.	事業名	H28計画額	備考
130	外国人英語助手招致事業	10,344	H27教員住宅撤去完了、アパート関係の予算
131	小中学校管理運営備品整備事業	2,112	遊佐中第一音楽室 机・椅子(786千円)、各校配当予算 他
133	小中学校コンピュータ整備事業	800	遊佐中学校生徒用PC授業支援ソフト リース料(5年間)
134	特別支援教育支援員配置事業	19,000	10名体制 197日から200日(H27)へ ※H28年度 203日も検討、支援アドバイザーの賃金等アップ
135	小中学校振興備品整備事業	3,164	理科振興備品 遊佐中 2,000千円他
140	中学校施設改良事業	8,1590	暖房設備改修【補助】72,100千円、音楽室屋根改修:5,150千円、証明LED回収工事実施設計【補助】4,340千円
141	小学校施設改良事業	13,156	高瀬小敷地内舗装(5,356千円)、藤崎小駐車場舗装(7,800千円)
253	小中学校指導書等整備事業	2,600	中学校教科書改訂に伴う
254	スクールバス運行管理事業	60,944	※中型バスの更新は、繰越明許で対応(H27→H28:)
297	小中学校教師用コンピュータ整備事業	1,642	蕨岡小PC15台、プリンター他
312	要保護及び準要保護就学援助事業	8,640	H27.8現在 小学校要1、準35、中学校要1、準42
313	中学校給食業務民間委託事業	10,260	平成26年度から30年度の5カ年長期継続契約
397	元気な学校づくり推進事業	1,000	
412	学校給食備品整備事業	1,855	藤崎小スチームコンベクション・オーブン更新(1,855千円)
580	遊佐高校就学支援事業	3,910	就学支援金@70,000円×40人=2,800千円 他
604	遊佐高校キャリアアップ支援事業	2,280	自動車運転免許支援@60,000円×38人=2,280千円
605	遊佐高校通学支援事業	4,130	八幡、平田地区他公共交通手段のない生徒の通学支援:登校1便、下校2便
	計	227,427	
	その他変更点		
	・統合関係の予算:会議時のペットボトルなど		
	・教育委員の視察費用弁償 1泊関東方面		
	・いじめ問題対応委員会の報酬や費用弁償		
	・教育振興基本計画改定関係 有識者謝礼やアンケート集計・分析委託料 他		
	・学校教職員 ストレスチェック委託料等 他		

平成28年度 社会教育係予算編成にあたって（係内予算編成会議より）

1. 町財政予算編成にあたって ※11/4 予算編成会議 町三役からの要旨

- (1) 予算の重点化（真に必要な行政サービスを）＝ 施策の重点化
 - 基準人口の減少による地方財政への影響、繰入金、特別会計繰出金課題
 - 総合戦略、人口ビジョン、総合発展計画に基づく施策
 - ⇒将来を見通す力と経営感覚、計画策定後の実践力と継続力
 - ⇒税金をどう有効に使うかの視点（必要なところか節約するところか）
 - ⇒何が必要なのかからスクラップアンドビルトを（横の連携を密に）
- (2) 国・県の動向と財源確保
- (3) 要求内容の根拠の明確化

2. 組織目標について

◎遊佐町の教育目標：「心豊かなたくましい町民の育成」(S62.3)

組織目標（目標管理シートより抽出）

- (1) 「まなび」の充実と自立
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) 家庭、園・学校、地域の連携
- (4) 生涯学習の推進
- (5) 図書館活動の充実
- (6) 芸術文化活動の推進
- (7) スポーツ・レク活動の推進

3. 外部視点からの主な意見

- ① 生涯学習センター運営審議会（6/16）、教育委員施設訪問（6/10）、庄内教育事務所社会教育行政訪問（7/7）から
 - ・情報発信に厚みをもつ
 - ・他の事業と連携している面を取り入れる
 - ・社会教育係（センター）でしかできないものは何か、そこに磨きをかける
- ② 事務事業ヒアリング（7/13）から
「課題の明確化と今後の方向性」「効果的な事業のあり方」の再考を！
 - ・地域課題に対応していくための手段として、他の事業（他の係）との課題に対応した連携事業を考える（年代・エリアを超えて）
 - ・事業精査をしながら、個別事業での協力体制を築く。

4. 平成28年度に向けた重点事項と対応課題について

- (1) 「遊佐町生涯学習推進計画」の策定（H28年度意向調査、H29策定予定）
 - ① 生涯学習センターの機能充実
 - 情報の共有と発信の工夫、相談機能の充実
 - ② 生涯学習推進体制の再構築
 - 地域おこし協力隊の活用

- 「生涯学習センター管理運営規則」の整備
- 「社会教育指導員に関する規則」の見直し
- ホール操作マニュアルの確立、講習会の実施による育成
- (2) 「遊佐町スポーツ推進計画」の策定 (H28年度意向調査、H29策定予定)
 - 社会体育施設維持計画の策定含む⇒公共施設等の総合管理計画との整合
- (3) 放課後子ども教室の支援、調整
- (4) 学校教育・まちづくりとの連携
 - 青少年育成活動の充実とまちづくり協会との連携（「早起き・朝ごはん…」）
 - 地域課題解決に向けた学習機会の充実（出前講座活用の支援）
- (5) 総合型地域スポーツ文化クラブ遊'sの運営支援
- (6) 鳥海ツーデーマーチの運営

5. 当初予算編成、事業計画に係る確認事項（共通）

- 事務事業評価を踏まえた事業の見直し ⇒他係との連携を考慮
- 図書館指定管理導入にかかる予算計上 ⇒指定管理委託料の精査（人件費等）
条例改正（12月議会）、選定委員会の設置・開催（12月中）へ
- 社会教育施設、社会体育施設の営繕箇所の点検と維持補修計画の策定 ⇒
審議会、体育協会等との協議（12月中）
- 文化講演会の内容協議 ⇒アンケート、候補者選定、審議会等協議（12月中）
- 音響操作協力者との協議、操作申請マニュアル作成
- 旧西遊佐小学校体育施設の管理体制 ⇒企画課との協議

【H28 振興計画計上分】

- No.82 社会教育施設整備事業 56,550 センター空調設備改修工事（設計、工事）
- No.166 芸術文化振興事業 3,250 文化講演会、コンサート等開催負担金等
- No.171 奥の細道鳥海ツーデーマーチ開催事業 6,600 町負担金
- No.435 社会体育指定管理事業 17,780 H26～H28 体育協会との委託契約
- No.437 放課後子どもプラン推進事業 5,770 地域コーディネーター、スタッフ賃金
- No.446 社会体育施設整備事業 3,900 サンスボ受電設備更新工事（2,600）他
- No.488 冬季レクレーション施設整備事業 1,340 施設管理委託、圧雪車保守
- No.489 少年町長・少年議会事業 1,005 政策企画経費
- No.523 総合運動公園管理事業 6,700 芝生管理委託、機器修繕、水光熱費
- No.524 社会体育振興事業 1,400 スポーツ大会等参加補助金
- No.607 総合型地域スポーツクラブ支援事業 3,800 スポーツクラブ自立支援補助
- No.608 町立図書館指定管理事業（新規） 27,286 指定管理委託（人件、事業費）

文化係

➤ 28年度 主要事業について

○小山崎遺跡の調査・保存・活用について

▼県庁・文化庁と協議の上、指導を受け計画を立て進める。

調査計画

活用計画（展示、講演会・シンポジウム等）

▼吹浦まちづくり協会・吹浦小学校とも連携する。

○史跡鳥海山活用

▼蕨岡まち協の「未来に伝える山形の宝事業『鳥海山信仰が育んだ蕨岡の歴史と文化』」と協働する。

（講演会、説明看板設置、マップ作成等）

○旧西遊佐小へ移転する埋文調査室の管理運営

○来訪神行事（アマハゲ）の世界遺産登録に向けた働きかけ

▼保護伝承のための広報活動・啓発活動

○旧青山本邸展示方針検討

○町指定文化財の活用

▼「曾根原六蔵翁西濱山植付図」レプリカ作成→学校へ貸し出し

○遊佐町史下巻

▼資料収集・執筆（28・29年度）

編集・刊行（29・30年度）

資料 1

遊佐町立小学校適正整備に関する当面の対応方針

平成 27 年 1 月 1 日

遊佐町教育委員会

平成 24 年 4 月 11 日策定の遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針の「1 学校規模に関する基本的な考え方（1）遊佐町立小学校においては、複式学級を設置しない。」に基づき、複式学級が生じるおそれのある蕨岡小学校を遊佐小学校に統合する方向で、地域や学校関係者等との協議を開始する。

付 記

1 遊佐町立小学校の児童数の推移について

平成 27 年 10 月 31 日現在の遊佐町立小学校 5 校の児童在籍数は【別紙 1】の通りであり、遊佐小学校が 2 つの学年で 2 学級であるのを除けば、全て各学年 1 学級である（特別支援学級を除く）。町中心部にある遊佐小学校と 2 つの小学校を統合して平成 26 年 4 月に開校した藤崎小学校を除く 3 校は、いずれも児童数 90 人を下回っており、10 人未満の学年もあるところである。

蕨岡小学校においては、2 年生が 10 人、1 年生が 7 人、来年度入学予定児童が 10 人と、少人数の学年が続く見込みであり（【別紙 2】参照）、当該学年に 1 名でも転出があれば、複式学級が生ずるおそれがある（【別紙 3】参照）。

2 今後の取り組みについて

今後も各校の将来の児童数を把握し、町民にも定期的に情報提供するとともに、複式学級が生じる可能性のある時期を見究め、学校規模の適正化を推進する体制を整えていく。

※不適切と受取られるおそれのある表現があったため、一部文面を変えて公表します。

【別紙1】

平成27年度 小学校 学年別・男女別児童在籍数

平成27年10月31日現在

学校	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
蕨岡小学校	男女別	0	7	6	4	4	9	9	7	3	5	7	6	29	38
	特別支援学級													0	0
	学年合計	7		10		13		16		8		13		67	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数													0	
遊佐小学校	男女別	14	14	9	14	22	20	19	11	26	17	19	15	109	91
	特別支援学級					2								2	0
	学年合計	28		23		44		30		43		34		202	
	学級数	1		1		2		1		2		1		8	
	特別支援学級数					2								2	
高瀬小学校	男女別	8	9	2	5	8	4	8	7	12	7	3	7	41	39
	特別支援学級							1						1	0
	学年合計	17		7		12		16		19		10		81	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数							1						1	
吹浦小学校	男女別	8	6	2	5	5	6	7	7	6	9	7	7	35	40
	特別支援学級	1												1	0
	学年合計	15		7		11		14		15		14		76	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数	1												1	
藤崎小学校	男女別	9	13	16	7	7	14	11	16	11	10	14	17	68	77
	特別支援学級	1				1		1						3	0
	学年合計	23		23		22		28		21		31		148	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数	1						1						2	
小学校合計	男女別	39	49	35	35	46	53	54	48	58	48	50	52	282	285
	特別支援学級	2	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	7	0
	学年合計	90		70		102		104		106		102		574	
	学級数	5		5		6		5		6		5		32	
	特別支援学級数													6	

【別紙2】

平成28年度 小学校 学年別・男女別児童在籍数

平成27年10月31日現在の推定

学校	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
蕨岡小学校	男女別	5	5	0	7	6	4	4	9	9	7	3	5	27	37
	特別支援学級													0	0
	学年合計	10		7		10		13		16		8		64	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数													0	
遊佐小学校	男女別	16	17	14	14	9	14	22	20	19	11	26	17	106	93
	特別支援学級							2						2	0
	学年合計	33		28		23		44		30		43		201	
	学級数	1		1		1		2		1		2		8	
	特別支援学級数							2						2	
高瀬小学校	男女別	3	9	8	9	2	5	8	4	8	7	12	7	41	41
	特別支援学級									1				1	0
	学年合計	12		17		7		12		16		19		83	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数									1				1	
吹浦小学校	男女別	5	9	8	6	2	5	5	6	7	7	6	9	33	42
	特別支援学級			1										1	0
	学年合計	14		15		7		11		14		15		76	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数			1										1	
藤崎小学校	男女別	7	12	9	13	9	13	16	7	7	14	11	16	59	75
	特別支援学級			1		1				1		1		4	0
	学年合計	19		23		23		23		22		28		138	
	学級数	1		1		1		1		1		1		6	
	特別支援学級数			1					1					2	
小学校合計	男女別	36	52	39	49	28	41	55	46	50	46	53	54	266	288
	特別支援学級	0	0	2	0	1	0	2	0	2	0	1	0	8	0
	学年合計	88		90		70		103		98		113		562	
	学級数	5		5		5		6		5		6		32	
	特別支援学級数							6						6	

【別紙3】

平成29年度 小学校 学年別・男女別児童在籍数

平成27年10月31日現在の推定

学校	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
蕨岡小学校	男女別	12	7	5	5	0	7	6	4	4	9	9	7	36	39
	特別支援学級													0	0
	学年合計	19	10	7	7	10	10	13	13	16	16	75			
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6			
	特別支援学級数											0			
遊佐小学校	男女別	17	16	16	17	14	14	9	14	22	20	19	11	97	92
	特別支援学級									2				2	0
	学年合計	33	33	28	28	23	23	44	44	30	30	191			
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	7			
	特別支援学級数							2				2			
高瀬小学校	男女別	10	6	3	9	8	9	2	5	8	4	8	7	39	40
	特別支援学級											1		1	0
	学年合計	16	12	17	17	7	7	12	12	16	16	80			
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6			
	特別支援学級数											1		1	
吹浦小学校	男女別	6	11	5	9	8	6	2	5	5	6	7	7	33	44
	特別支援学級					1								1	0
	学年合計	17	14	15	15	7	7	11	11	14	14	78			
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6			
	特別支援学級数					1						1			
藤崎小学校	男女別	11	9	7	12	9	13	9	13	16	7	7	14	59	68
	特別支援学級					1		1				1		3	0
	学年合計	20	19	23	23	23	23	23	23	22	22	130			
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6			
	特別支援学級数					1				1	1	2			
小学校合計	男女別	56	49	36	52	39	49	28	41	55	46	50	46	264	283
	特別支援学級	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	2	0	7	0
	学年合計	105	88	90	70	103	98			554					
	学級数	5	5	5	5	6	6	5	5	31					
	特別支援学級数					6				6					

遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針

平成24年4月11日
遊佐町教育委員会

平成24年3月27日に遊佐町立学校適正整備審議会から、「遊佐町立小学校適正整備」に関する最終答申がなされました。遊佐町教育委員会は同審議会の答申を踏まえ、「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」を下記のとおり定めます。

記

1 学校規模に関する基本的な考え方

- (1) 遊佐町立小学校においては、複式学級を設置しない。
- (2) 遊佐町立小学校においては、各学年2学級以上の規模となる12~18学級規模にすることが望ましい。

2 適正配置の具体的方策

- (1) 稲川小学校と西遊佐小学校については統合し、2014年(平成26年)4月1日に新小学校を開校する。設置場所は、遊佐町江地字丁才谷地31番地の4とする。
- (2) 将来的には、町内の児童総数の推移を見ながら、遊佐町1小学校に統合する。具体的には、総児童数が420名(学年平均70名)に近づき、各学年2学級規模になると見込まれる時点とする。

付 記

- 1 稲川小学校と西遊佐小学校の統合、新校開校に向けて「(仮称)遊佐町立稻川小学校・遊佐町立西遊佐小学校統合準備委員会」を設立し、具体的な整備のあり方を協議する。その結果を踏まえて、遊佐町教育委員会において、具体的な整備のあり方を決定する。
- 2 年度始めの教育委員会において、各小学校の将来的な児童数を確認する。
- 3 遊佐町1小学校への統合の時期等については、新たに「遊佐町立学校適正整備審議会」を設置して審議するものとする。

川西町コミュニティ・スクール

教育プラットフォームづくりをめざして



教育プラットフォームとは

学校が核となり、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域に生まれ育った子どもたちを育成していくための組織です。学校・家庭・地域の関係機関の代表が学校運営協議会委員となり、子どもたちの育成にかかるさまざまな話し合いをもちます。これにより、地域住民が積極的に子どもたちの教育や子育て支援にかかる環境づくりを一体的に推進していきます。

これからは

1

社会総がかりで
教育の実現

2

地域とともにある
学校づくりの
一層の推進

3

学校を核とした
地域づくりの
推進

現在の子どもたちや学校
の課題を解決し、また子
どもたちの豊かな成長の
ために、学校・家庭・地
域が連携・協働し、社会
総がかりで教育を実現し
ていきます。

地域の人々と目標を共有
し、地域と一緒に
子どもたちを育む「郷土
とともにある学校づくり」
を目指し、コミュニティ・
スクールを活性化してい
きます。

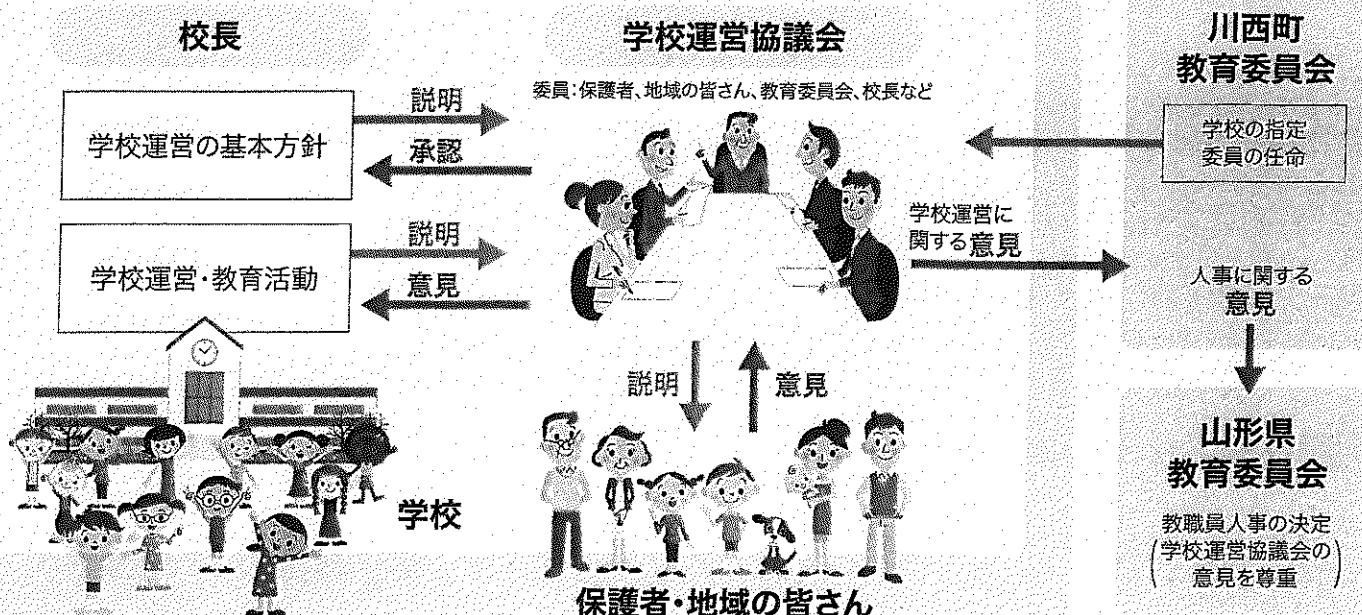
各学校を核とした協働の
取り組みを通じて、地域
の人々のつながりを深め、
コミュニティの活性化を
図る「学校を核とした地
域づくり」を推進してい
きます。

町内すべての小学校では——「コミュニティ・スクール」

8つの小学校では、学校運営協議会が開催されています。

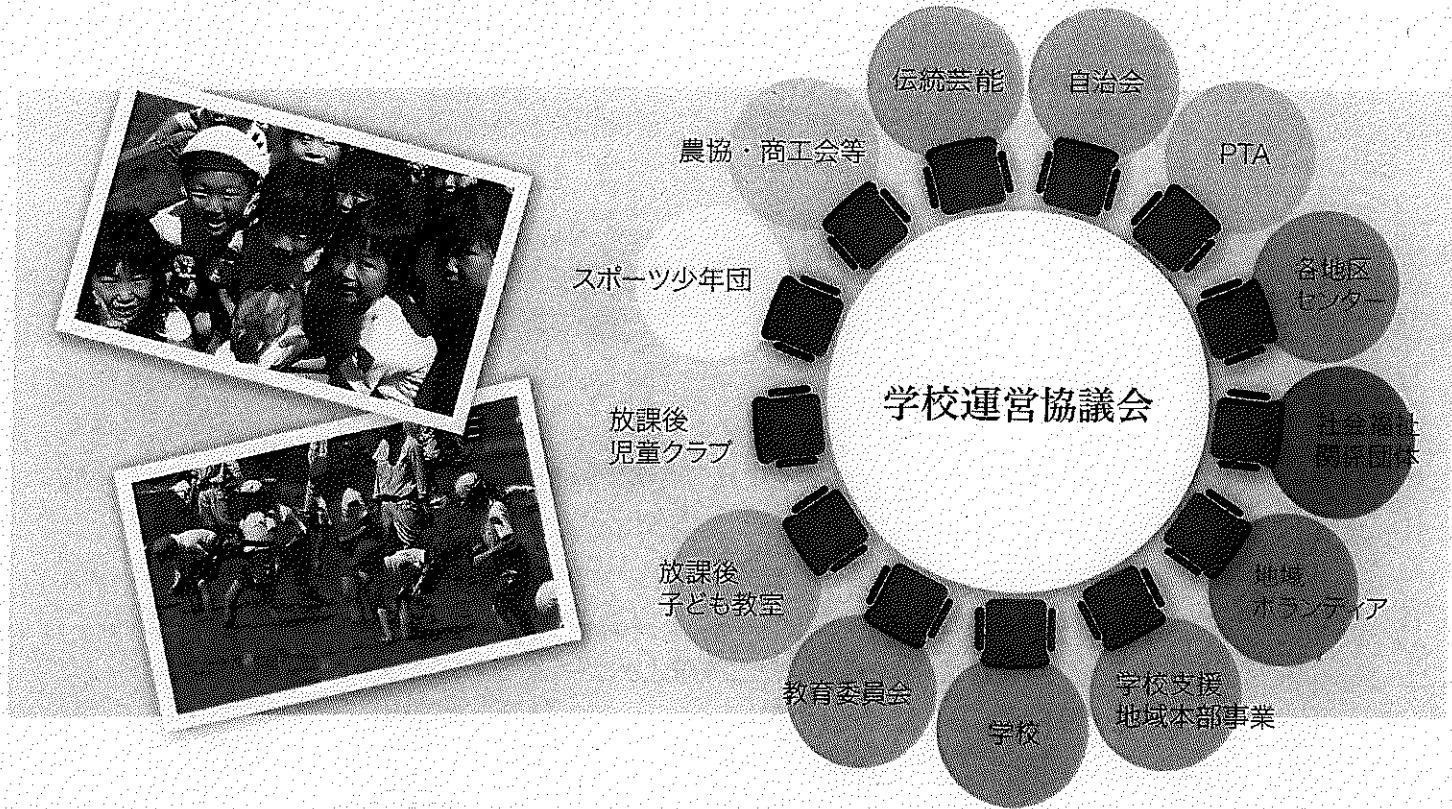
委員は、各種団体の代表者です。コミュニティ・スクールが学校単位の「教育プラットフォーム」の役割をも担います。

川西町コミュニティ・スクールのイメージ



学校運営協議会では——「教育プラットフォームの構築」

学校・家庭・地域の関係機関の代表者が学校運営協議会委員となり、地域の子どもたちの一体的な育成を推進していきます。



4つの効果

1

教育目標の共有

川西町がめざす教育目標を共有し、学校と地域が一体となって子どもたちを育成することができます。

2

学校を核とした地域づくり

学校と地域との相互支援により、学校を核とした地域づくりを推進することができます。

3

課題の共有と解決に向けた協議・実践

子どもたちを取り巻く様々な課題について、学校・家庭・地域が一体となって解決に向けた協議を行うことができます。また、連携・協働しながら解決のための実践を行うことができます。

4

会議や活動の整理・改善

子どもたちの育成に関わるさまざまな団体の会議や活動等について、改善したり整理したりすることができます。

具体的な姿

1 コミュニティ・スクールと学校支援地域本部事業が学校運営の核となる

学校運営協議会の機能と、地域人材を活用した学校支援地域本部の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立します。

2 未来につなぐ米づくり

町の基幹産業である米づくりについて、生産から流通・販売までを体験することにより、米づくりのよさを味わわせ、次の世代へつながる米づくりを推進していきます。

3 やんちゃ留学

東京都町田市の小学生が東沢小学校に長期留学（1学期～1年間）または短期留学（4泊5日）をして相互交流を深めているやんちゃ留学は、スタートしてから25年が過ぎました。

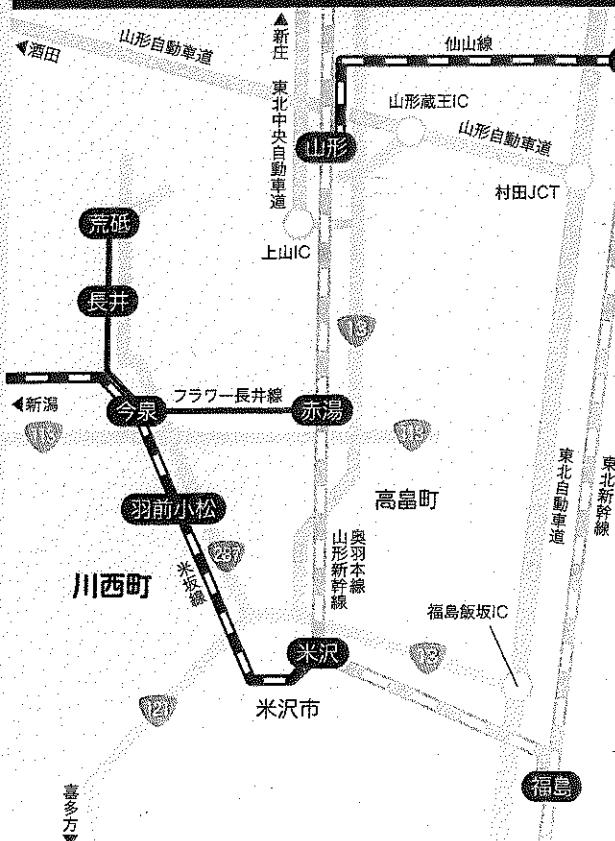
4 学校給食の地産地消

地元の生産者が学校に食材を納入し、子ども達がそれを給食としていただくことで、子ども達は顔の見える生産者に対する感謝の気持ちを持ち、郷土愛を醸成することができます。

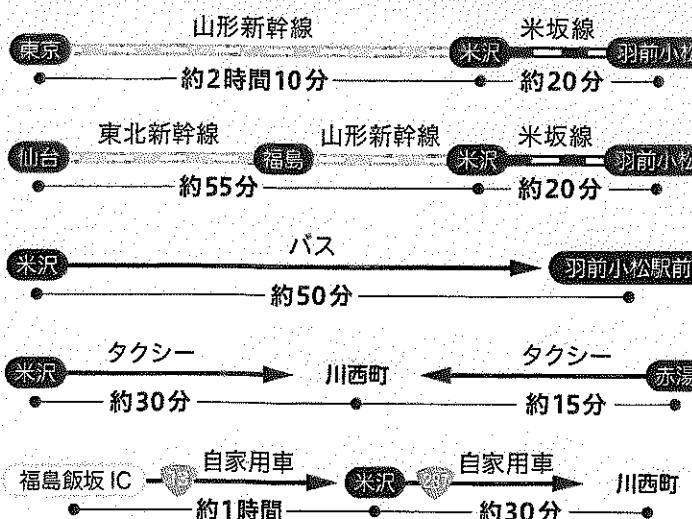
5 お年寄り見守り活動

地域のお年寄りを子ども達が見守ったり、ボランティア活動を行ったりしながら、思いやりの心をはぐくみ、また互助・共助の奨励をしていきます。

交通案内図



アクセス



川西町教育委員会 教育総務課

TEL 0238-42-6659 FAX 0238-42-3159

〒999-0193

山形県東置賜郡川西町大字上小松1559-3

■gakokenshusho@town.kawanishi.yamagata.jp